

令和5年度 安全重点施策

1 安全運航の維持

(1) 運航可否判断

各船長と運航管理者は、気象・海象等の情報共有を適宜図り、適切な運航可否判断を実施し、安全運航に努めます。

(2) 船体・機関整備計画による保守整備実施

保守整備を確実に実施し、船体や機関トラブルによる事故を未然に防止し安全運航に努めます。

(3) 繁忙期の安全運航

GW、お盆、年末年始等の繁忙期は増便体制をとり、輸送の安全を確保すると共に利便性の向上を図ります。

2 新型コロナウイルス感染拡大防止対策の継続

感染拡大状況に応じて、適宜各対策の見直しを図るものとします。

(1) 職員の健康管理

① 出勤前には自身の体調を確認のうえ検温等の記録を行い、勤務中においては手洗い・うがい・手指消毒等の励行に努め、必要箇所の定期的な消毒作業を継続して実施します。

② 業務の特性から職員はマスクの着用を継続します。(状況に応じて着脱するものとします。)

(2) 乗客への協力周知

① 船内が混雑する場合等、状況に応じてマスクの着用を推奨する呼びかけを行います。

② 船内・待合所・事務所内等のアルコール消毒液の設置を継続し、利用時の手指消毒推奨に努めます。

3 事故・怪我の防止

(1) 船舶・陸上施設の点検

船内・棧橋・待合所等の各設備を点検し、異常の早期発見に努め、事故・怪我を未然に防止します。

(2) 航海中の安全確保

航海中は毎便船内の状況を確認し、乗客の安全確保に努めます。

(3) 乗下船サポート

① 舷門には2名の乗組員を配置し、高齢者・障がい者・妊婦・幼児・小中学生の乗下船サポートを行います。

② 状況に応じ、乗降スロープや車いすを活用して安全な乗下船に努めます。

4 緊急・非常時に備えた体制の構築

(1) 救命具(胴衣)、防災備蓄品の管理

① 救命胴衣・救命浮器・AED等の救命設備の点検を徹底し、非常時に使用できる状態を保ちます。

② 船内備蓄品の使用期限等を定期的に点検します。

(2) 人命救助対応

救命講習の積極的な受講等により、救命処置にかかる必要な技術の向上を図ります。

(3) 地震・津波発生時の対応訓練実施

① 地震・津波発生時及び事故等を想定した訓練を実施します。

② 各港の避難経路を把握し、迅速な避難誘導ができる体制を構築します。

(4) 操練による非常事態等への対応

操練では各種訓練を実施すると共に、各機器取扱の慣熟と作動確認を行います。

